

和歌山県における プレジヤーボート対策について

～マリンレジャーの健全な振興にむけて～

和歌山県

プレジャーボート対策の目的と背景

和歌山県の公共水域等(河川・海岸・港湾・漁港)には、約6,500隻のプレジャーボートがありますが、そのうち約5,000隻(約8割)が放置されている状況にあります。

これらの放置艇等による船舶航行の支障、騒音、違法駐車、ゴミの投棄、景観悪化の問題等が顕在化してきたため、平成12年以降相次いで関係法令等が改正され、公共水域等に放置等禁止区域を指定できることとなりました。

一方、和歌山県では、プレジャーボートを収容するための施設整備を進めていますが、全ての放置艇を収容できる状況には至っていないのが現状です。

このため、平成16年度に国、市町村、有識者等からなる和歌山県プレジャーボート等対策検討会(設置当時:和歌山下津港プレジャーボート対策検討会)を発足させ、対策の検討を行なってまいりましたが、近年、東南海・南海地震に伴い発生する津波来襲時の二次被害の懸念が高まっていることも踏まえ、平成20年3月に「和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、係留保管場所の確保等のハード施策と規制強化のソフト施策を進めることとしました。

現在、ソフト対策として放置等禁止区域及び重点調整区域は、紀北地域(和歌山市～有田市)においては平成20年12月、紀中・紀南地域(湯浅町～新宮市)においては平成22年1月に指定されております。

また、ハード対策として平成21年10月に、和歌山市の久保丁小型船舶けい留施設が供用開始されました。今後、県下全体にて順次施設を整備していく予定です。



放置された船舶

適正保管された船舶



ハード対策

● ● ●

係留保管場所の早期確保のため、次のような施策を進めていきます。

1. 県係留保管施設の整備促進

これまで進めてきた国補助事業による施設整備と併せて、簡易な係留保管施設の整備を行います。

2. 既存施設の活用

漁港施設や港湾施設のうち、利用可能な施設については、プレジャーボートの係留保管施設として位置付け、受入を行います。

3. 民間活力の導入

PFI制度の活用や指定管理者制度の導入等により、施設整備や維持管理等に係る実績やノウハウを持つ民間企業による係留保管施設の確保等を促します。

ソフト対策

● ● ●

規制強化による適正保管のため、次のような施策を進めていきます。

1. 「放置等禁止区域」の指定等に係る規制

公共水域等において、海岸法、港湾法、漁港漁場整備法の規定による放置等禁止区域を、河川区域での重点的撤去区域をそれぞれ指定し、撤去等の規制強化を図ります。

指定した区域内でみだりにプレジャーボート等を放置すると、港湾法では1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処され、他の法律においても同様に処されます。

また、市町村管理の漁港について、放置等禁止区域の指定による規制強化の助言を行う等、関連機関との連携、協力も図ります。

2. 「重点調整区域」の指定に係る規制

プレジャーボート隻数に比べ係留保管場所が不足し、重点的にその調整を図る必要がある区域を重点調整区域として指定します。

この区域に係留するプレジャーボートの所有者は、氏名等を届出なければなりません。届出を行わないで県の指導等に従わない場合は、所有者の氏名を公表し、また、所有者が不明のプレジャーボート等については撤去等の措置を行います。

重点調整区域は、係留保管施設が十分確保された時点で解除し、放置等禁止区域に指定します。



プレジャーボート対策の手順

ソフト対策

「和歌山県プレジャーボートの
係留保管の適正化に関する条例」
の施行

放置等禁止区域、重点調整区域の
指定、公布

重点調整区域内係留者
の氏名等の届出

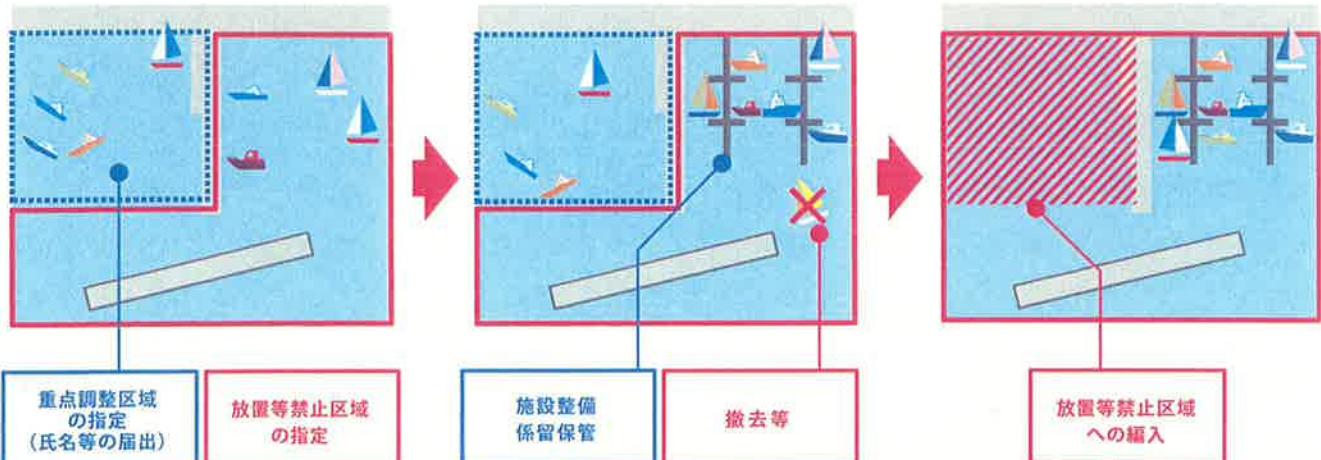
放置等禁止区域、重点調整区域での監督処分
重点調整区域から放置等禁止区域への編入

ハード対策

係留保管計画の策定

- ・施設整備
- ・簡易係留施設整備
- ・既存施設の活用
- ・民間活力の導入

係留保管施設の確保

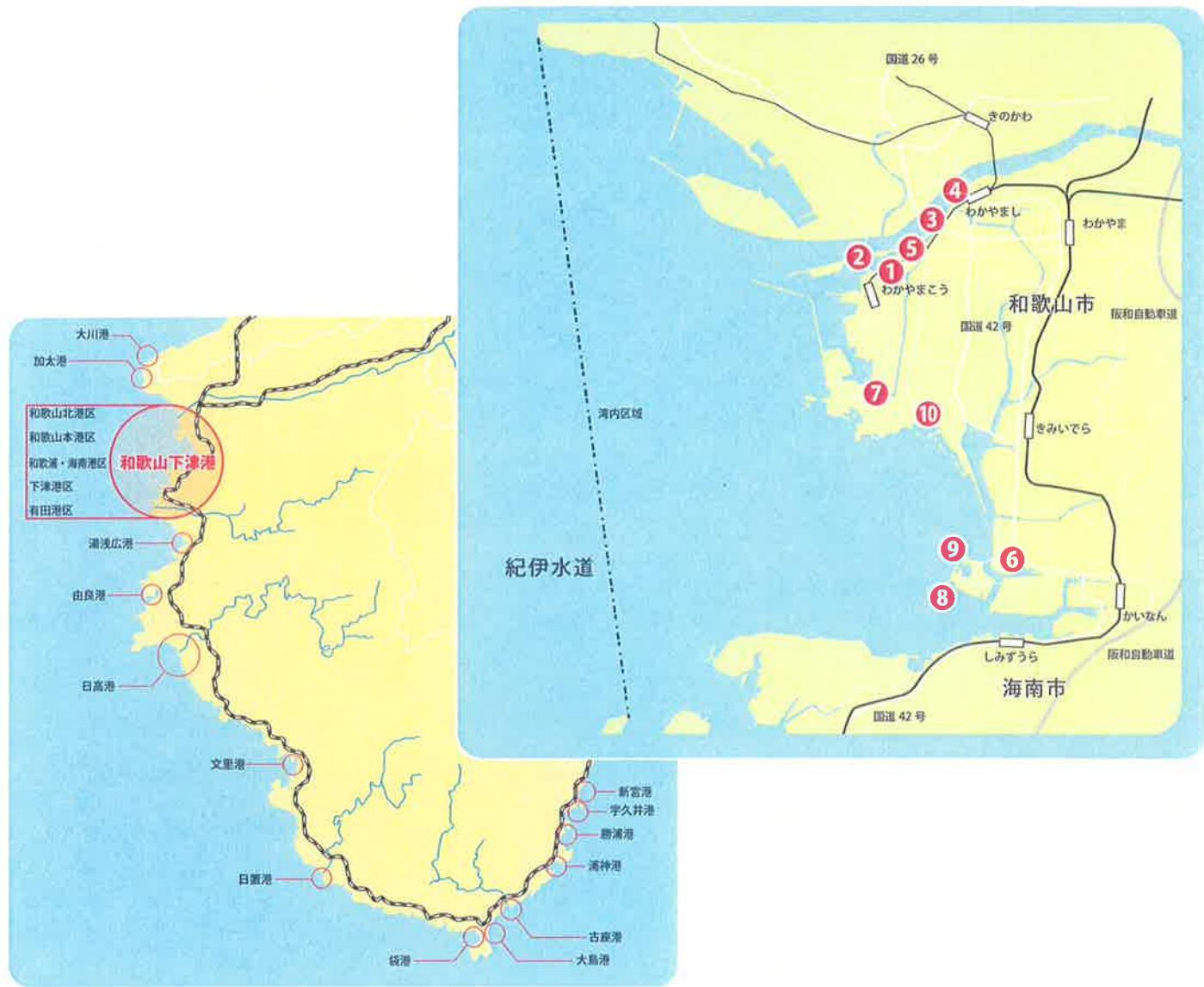


放置等禁止区域・重点調整区域に係る対策イメージ

県有のプレジャーボート係留保管施設の整備状況

施設名	住 所	使用料金	備考
① 築港小型船舶けい留施設	和歌山市築港一丁目地先	月額 360 円 / m ² (占有水域面積)	浮さん橋
② 湊第一小型船舶けい留施設	和歌山市湊地先	月額 1,020 円 / m (船長)	
③ 久保丁小型船舶けい留施設	和歌山市久保丁地先		
④ 湊本町小型船舶けい留施設	和歌山市湊本町三丁目地先		
⑤ 材木丁小型船舶けい留施設	和歌山市材木丁地先	月額 840 円 / m (船長)	
⑥ 琴ノ浦小型船舶けい留施設	和歌山市毛見地先		
⑦ 大浦左岸小型船舶けい留施設	和歌山市西浜地先		
⑧ 和歌山クルーザーマリーナ	和歌山市毛見 1530	県内の者：年額 248,040 円 + 55,120 円 × (船長 - 4m) 県外の者：年額 272,830 円 + 60,630 円 × (船長 - 4m)	指定管理施設
⑨ 和歌山ディンギーマリーナ	和歌山市毛見 1514	ラック学校教育関連専用使用：月額 6,500 円 ラック一般専用使用：月額 13,500 円 ヤード学校教育関連専用使用：月額 5,500 円 ヤード一般専用使用：月額 10,500 円	指定管理施設
⑩ フィッシャリーナ和歌浦	和歌山市和歌浦南 1 丁目 1496	泊地：日額 25 円 / m (船長) 桟橋、陸地施設：日額 80 円 / m (船長)	指定管理施設

(平成 22 年 3 月現在)



今後のプレジャーボート係留保管施設の整備計画

今後、和歌山下津港、加太港、その他の地区において、プレジャーボートの係留保管施設の整備を進めます。

係留保管施設の整備状況については、県ホームページ等において適宜情報を提供します。

- プレジャーボートの適正保管に努めよう。
- 騒音やゴミ投棄がないよう利用上のルールを守ろう。
- 美しい海岸線を利用した海洋性レクリエーションの振興を図ろう。

- ★放置等禁止区域内では、正当な権限による係留保管施設に係留保管を行われない場合は、法令による移動撤去、罰則等の対象となります。
- ★重点調整区域内にプレジャーボートを係留している所有者は、期限内に氏名等の届出を行わなければなりません。
- ★届出がない場合、条例違反となり、氏名の公表等の処分をうけることになります。

問い合わせ先

■プレジャーボート対策の方針に関すること

- 和歌山県土整備部港湾空港局 港湾空港振興課
TEL.073-441-3163 FAX.073-433-4839
- 和歌山県土整備部河川・下水道局 河川課
TEL.073-441-3132 FAX.073-433-2147

■係留の状況及び届出等の諸手続に関する事

和歌山下津港湾事務所 総務管理課 : TEL.073-431-7266
海草振興局建設部管理課 : TEL.073-423-3281
有田振興局建設部用地・管理課 : TEL.0737-63-4111
日高振興局建設部用地・管理課 : TEL.0738-22-3111
西牟婁振興局建設部用地・管理課 : TEL.0739-22-1200
東牟婁振興局串本建設部 総務管理課 : TEL.0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 用地・管理課 : TEL.0735-22-8551